

《 費用 》

第1条（ビジター料金）

ビジター料金は下記とする。

- ・ビジター料金：3,000 円/人・日

基本的なビジター受け入れは、スクールまたは、団体のビジターの受入れとする。

NP 生以下は教員同伴を条件に受入る。

他スクールの校長又は教員が引率した場合は、その引率者のみに対してビジター料金は無料とする。

責任者が明確な 5 名以上の団体については、500 円/人を割引する。

フライト不成立時は返却する。

各年度におけるビジター料金は委員会にて決定する。

ビジターは誓約書を記載し、誓約内容に合意のもと支払うものとする。

第2条（エリア使用料）

エリア使用料は下記とする。

- ・200 円/フライト1 本

- ・アウトラン費用：400 円＋実費（損害費）＋回収者への御礼

実費および回収者への御礼については、当事者が対処すること

クロスカントリーフライト（XC）については、実施者の責任で管理する。クラブは管理しない

第3条（ツリーラン回収費）

ツリーランのため他人に回収を依頼する場合の基本費用は以下とし、当事者間で協議する。

下記費用は基本費用（目安）であり、下記以上の費用が発生した場合も合わせて徴収する。

- ・クラブ員が木に登ることが必要となった場合：30,000 円/回・人

その他

- ・業者に依頼する場合：自身にて業者指定の金額を支払う

- ・民間ヘリによる救助：自身にて業者指定の金額を支払う

《 運営ルール 》

第4条（フライトルール）

各パイロットは、フライトルールを守り安全にフライトを行う。

1. 技能証と登録期限が有効なフライヤー会員証等を携行すること。

2. エリアオープンはクラブ員 2 名以上を条件とする（単独フライトは禁止）。

3. 飛行範囲（空域制限）は守る。

- ・P 証のみ保有者（クラブ員およびビジター共通）：P 証ゾーン内（5km 圏内）

- ・XC 証を有するビジター：空域制限無。ただし、XC を宣言すること。また、自己責任で行うこと

4. 指定されたランディングに戻る飛び方を原則とする。

5. アウトサイドランディング等、他者および地域に対して損害を与えた場合は、速やかに被害者および役員へ被害状況を報告し、責任を持ってお詫びと損害補償を行うこと。

6. 航空法、電波法、フライトマナーを遵守すること。
7. 受付で、入山簿に氏名・住所、入下山時間、フライト本数の必要事項を記入すること。
8. フライト時の旋回は、周辺のフライヤーに合わせることに。
9. 山際のフライトは、優先者を認識しフライトすること。
10. フライト前の基本的マナーを守ることに。例としては以下の通り。
 - ・下記の5チェックを行うこと
 - レスキューピン、ラインチェック、レッグベルトとチェストベルト、無線、風
 - ・テイクオフ場所の長時間独占は厳禁とし、グライダーを畳んで後方で待つこと
 - ・テイクオフでの移動時、グライダーが広がっている場合には、グライダー後方を通ること
- ※ 広報活動は除く
11. 防災ヘリが救助を行っている時は、ランディングすることを基本とする。
12. フライヤー個人は損害保険に加入すること。
13. テイクオフの混雑時、または、風が強いとき等危険と判断した時、トップランは基本禁止とする。
14. 民家上空、鉄塔、送電線、ゴルフ場、他人管理の建物等の低空飛行の禁止とする。
15. デジタル無線を使用すること。
16. 周囲が安全なことを確認し、テイクオフすること。
17. トップランとテイクオフではテイクオフを最優先とすること。
18. ランディングでの同時侵入防止、および空中での接触防止のため、テイクオフ間隔を必ずあけること。

第5条（エアリアルール）

1. エリアオープンは、クラブ代表もしくは委員、フライト参加者がライン等で参加意思を表明し、自己責任にて集合とする。
2. テイクオフ、ランディングでの喫煙禁止。
3. たばこの吸い殻、空き缶、ごみ捨ての禁止（ゴミ箱、灰皿は置かないため各自が必ず持ち帰る）。
5. テイクオフ近辺の小屋内での火気使用は十分に気を付け、放置したままにしない。
6. 駐車場での盗難、車の損壊等の責任は一切エリアでは関知しない。
7. ツリーランしたグライダーは放置せず必ず回収する。回収依頼は費用が発生する。
8. コンディションや周辺状況により責任者（役員）が危険を感じた時は協議の上、エリアをクローズする。
9. ビジターのためのフライトは禁止する。

第6条（肖像権）

フライヤーの肖像権は、申し出がない限り、ホームページでの映像等の使用を承諾したものとし、クラブへの損害賠償責任は問わないものとする。

以上